

『中小企業税制』再考

2014年の中小企業白書によれば、わが国の企業（個人事業者を含む）のうち385.3万者（全体の99.7%）が中小企業者であり、そのうちの334.3万者（全体の86.5%）を小規模事業者が占め、全従業員4614万人のうち69.7%にあたる3217万人が中小企業に従事しているという事実があります。

そんな中小企業者の為の『税制』を考察します。

1. 法人税率の軽減

現在、法人税の税率は原則25.5%ですが、中小法人は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の部分については15%に軽減されています。

2. 欠損金の繰越控除

青色申告書を提出した事業年度において生じた欠損金は翌事業年度以降9年間繰り越して控除できます。

中小法人等以外は平成24年4月1日以後開始事業年度から控除限度額は100分の80相当額とされています。（帳簿書類の保存期間、法人税に係る更正期間も9年間となります。）

3. 欠損金の繰戻還付(青色申告書提出の事業年度)

その事業年度で生じた欠損金を前事業年度の所得金額から当該欠損金を控除して計算した場合の法人税と実際に支払った法人税との差額を還付請求することができる制度で、解散等の事実が発生した場合の欠損金額を除き、中小企業者等の欠損金が適用対象となります。（平成28年3月31日までに終了する事業年度）

4. 交際費課税の特例

法人が支出した交際費等は、原則として全額損金不算入とされていますが、中小法人に限り、800万円以下の交際費等の全額損金算入が認められます。（飲食費の50%損金算入措置との選択適用）

5. 中小企業等投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)以下「中促」という

中小企業者等が新品の「特定機械装置等」などを「指定期間」内に取得又は制作し国内にある指定事業の用に供した場合、30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金等が3,000万円以下の法人)が適用できます。上乘せ措置として「特定機械装置等」のうち『生産性向上に資する一定の設備』を「指定期間」内に取得等をし、国内にある指定事業の用に供

した場合には即時償却又は7%の税額控除(特定の中小企業者は10%)が適用できます。

6. 生産性向上設備投資促進税制(全ての青色申告者が対象だが中小企業者等に対する対象設備の拡大や要件緩和、中促の上乗せ措置があります)

産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までの間に“質の高い各対象設備”投資を行った場合に特別償却又は税額控除が適用できます。

7. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

特定中小企業者等がアドバイス機関から経営改善に関する指導及び助言を受け経営改善設備の取得等をした場合、30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。

8. 少額減価償却資産の特例

青色申告者である中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を指定期間に事業の用に供した場合にその全額を経費算入できます。（但し、事業年度あたり合計300万円以下）

9. 生産等設備投資促進税制(青色申告者)

前年より生産設備の投資額が増えた場合など一定の場合にその設備のうち機械装置について特別償却又は税額控除が認められるというものです。

10. 環境関連投資促進税制(全ての青色申告者が対象だが中小企業者等のみ税額控除あり)

対象設備により30%の特別償却又は即時償却、中小企業者は7%の税額控除の選択適用ができます。

11. 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)

中小企業者等が試験研究費の額がある場合一定割合について税額控除が認められます。

12. 雇用促進税制(雇用者の数が増加した場合)

中小企業が「適用期間」に雇用者を2人以上かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、1人当たり40万円の税額控除が受けられます。

13. 所得拡大税制(給与等支給額を増加させた場合)

国内雇用者に対する給与等支給増加額が一定条件で増加している場合、中小企業者等はその法人税額の20%を限度とし10%の税額控除を受けられます。

14. 事業承継税制

中小企業者が円滑な事業承継を行うための、相続税、贈与税の各種特例制度があります。

(文責: 逗子事業部 嘉山 研一)



株式会社の活用

街中を歩くと目にする「株式会社」。さて、毎年何社が設立されているのでしょうか。解散件数、破産件数とともに見てみましょう（法務省 HP より）。

種 類	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年
設 立	81,889	80,862	80,244	80,535	79,902
解 散	16,650	17,108	16,443	19,097	18,472
破産又は民事再生に関する登記	11,736	12,968	12,843	13,931	14,871

合併、分割による設立、組織再編等による解散は件数に含めておりません。

一日当たりで計算すると、約 200 社が設立されており、約 40 社が解散、約 30 社が破産により消滅しております。ところで株式会社設立のメリットとはどのようなものでしょうか。

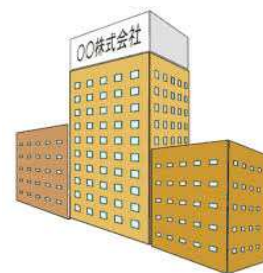
ビジネスでの信用度が増す

金融機関からお金を借りる場合、個人で借りる場合と比較すると、借りられる可能性もその額も、株式会社の方が有利になります。また、イメージとしての信用度も個人と比較すると株式会社の方が良いと言えます。

節税につながる

個人事業では、利益が出れば出るほど税率が上がってしまいます。他にも個人事業では社長への給与が経費にならないなど、節税面では非常に苦勞をします。株式会社であれば社長への給与が経費になるなど、さまざまな節税が可能になります。また、資産家にとっては、株式会社を設立することにより相続税対策につながります。

朝日税理士法人では資産税、法人税、労務、会社設立その他の専門家が皆様のサポートをいたします。ご相談等がございましたら、ご連絡をお待ちしております。
(文責：関内事業部 木下 文一)



お酒の季節

今回は、お酒の税金（酒税）についてお話ししたいと思います。まず、皆様が飲みそうなお酒の税金を列挙してみます。

ビール 350ml 77 円（ジョッキ一杯分）

日本酒 180ml 21 円（1 合）

スパークリングワイン又はワイン 150ml 12 円（グラス一杯）

しょうちゅう 50ml 10 円

サワーで飲むことを前提にしています。しょうちゅうは、アルコール分に応じて税率が決まっていますので大五郎アルコール分 20 度として計算しています。

ブランデー又はウイスキー100ml 37 円（グラス一杯）

ブランデー及びウイスキーもアルコール分に応じて税率が決まっていますので、

ウイスキーはニッカウイスキーアルコール分 37 度として、ブランデーはサントリーブランデー V O アルコール分 37 度として計算しています。

因みに私の一回あたりの酒税負担額は、ビール二杯とサワー三杯が限度ですので、ビール 154 円とサワー 30 円で合計 184 円の酒税を負担していることとなります。このように計算してみると、「所得税以外にも他の税金を負担しているんだな～」と感じます。

皆様の酒税負担額はどのくらいでしょうか？一度上記の 1～5 にあてはめて計算してみると、意外に楽しいかもしれません。これからの季節、忘年会や新年会とお酒を飲む機会が増えると思いますが、お酒の席でこの話をすると盛り上がるかもしれません。くれぐれも酔いつぶれて酒税の高額負担者にならない程度にお酒をお楽しみください。
(文責：関内事業部 山田 竜平)

